

令和8年度

千葉県県立特別支援学校
幼稚部・高等部及び高等部専攻科
入学者選考要項

千葉県教育委員会

令和8年度 千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考日程

区分	募集対象		願書提出期間	入学選考日	入学許可候補者 通知日
①	特別支援学校 幼稚部		1月29日(木)～2月9日(月)	2月18日(水)	3月3日(火)
②	高等部普通科 (千葉盲学校及び千葉聾学校の他、知的 障害者(職業コースを除く)、肢体不自由者、 病弱者を対象とする特別支援学校)		1月29日(木)～2月9日(月)	2月17日(火)、18日(水) のうち志願する特別支援 学校の校長が定める日	3月3日(火)
③	高等部普通科(職業コース) 及び高等部専門学科 (知的障害者対象)		(令和7年) 12月1日(月)～3日(水)	1月8日(木)、9日(金)	1月20日(火)
			※2次募集 1月22日(木)～26日(月)	※追選考日 1月16日(金)	
④	高等部専門学科	千葉盲学校(保健理療科)	1月15日(木)、16日(金)	2月3日(火)、4日(水)	2月13日(金)
		千葉盲学校(総合生活科)及び 千葉聾学校(産業技術科、理容科)	1月29日(木)～2月9日(月)	2月17日(火)、18日(水) のうち志願する特別支援 学校の校長が定める日	3月3日(火)
⑤	高等部専攻科	千葉盲学校(理療科、保健理療科)	1月15日(木)、16日(金)	2月3日(火)、4日(水)	2月13日(金)
		千葉聾学校(理容科)	1月29日(木)～2月9日(月)	2月17日(火)	3月3日(火)

※③以外の追選考については志願する特別支援学校長が別に定める

目 次

令和8年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科 入学者選考要項

I 応募資格

- 1 幼稚部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 千葉盲学校, 千葉聾学校, 安房特別支援学校(館山聾分校)
 - (2) 銚子特別支援学校
- 2 高等部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 高等部普通科(千葉盲学校及び千葉聾学校の他, 知的障害者(職業コースを除く), 肢体不自由者, 病弱者を対象とする特別支援学校)
 - (2) 高等部普通科(職業コース)及び高等部専門学科(知的障害者対象)
 - (3) 高等部専門学科(千葉盲学校及び千葉聾学校)
- 3 高等部専攻科(千葉盲学校及び千葉聾学校)・・・・・・・・・・ 1

II 幼稚部

- 1 通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 入学定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 事前の教育相談
 - (2) 願書等の提出期間
 - (3) 願書等の提出先
 - (4) 提出書類等
- 4 入学許可候補者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 入学者選考日
 - (2) 入学者選考会場
 - (3) 入学者選考の方法
- 5 追選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 受検資格及び手続
 - (2) 入学者選考日

(3) 入学者選考会場	
(4) 入学者選考の方法	
6 入学許可候補者の発表及び通知	3
7 入学の確約	3
8 その他	3

Ⅲ 高等部普通科（千葉盲学校及び千葉聾学校の他、知的障害者(職業コースを除く)、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校)

1 通学区域	4
2 入学定員	4
3 出願	4
(1) 事前の教育相談	
(2) 願書等の提出期間	
(3) 願書等の提出先	
(4) 提出書類等	
4 入学許可候補者の決定	5
(1) 入学者選考日	
(2) 入学者選考会場	
(3) 入学者選考の方法	
5 追選考	5
(1) 受検資格	
(2) 追選考志願者の連絡	
(3) 追選考受検願の提出期間及び受付時間	
(4) 提出書類及び提出先	
(5) 追選考受検承認書等の交付	
(6) 入学者選考日	
(7) 入学者選考会場	
(8) 入学者選考の方法	
6 入学許可候補者の発表及び通知	6
7 入学の確約	6
8 再募集	6
9 その他	7

IV 高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）

1	通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	入学定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（1）事前の教育相談	
	（2）選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間	
	（3）選考要項及び入学願書等の交付場所	
	（4）願書等の提出期間	
	（5）願書等の提出先	
	（6）提出書類等	
4	志願の変更及び取消・・・・・・・・・・	9
	（1）志願校又は希望学科の変更	
	（2）志願の取消	
5	入学許可候補者の決定・・・・・・・・・・	10
	（1）入学者選考日	
	（2）入学者選考会場	
	（3）入学者選考の方法	
	（4）日程等	
6	追選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	（1）受検資格	
	（2）追選考志願者の連絡	
	（3）追選考受検願の提出期間及び受付時間	
	（4）提出書類及び提出先	
	（5）追選考受検承認書等の交付	
	（6）入学者選考日	
	（7）入学者選考会場	
	（8）入学者選考の方法	
7	入学許可候補者の発表及び通知・・・・・・・・・・	11
8	入学の確約・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
9	第2次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	（1）事前の教育相談	
	（2）願書等の提出期間	
	（3）願書等の提出先	
	（4）提出書類等	
	（5）入学者選考日	

(6) 入学者選考会場	
(7) 入学者選考の方法	
(8) 入学許可候補者の発表及び通知	
(9) 入学の確約	
(10) 志願の取消	
1 0 入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科（職業コースを除く） を志願する場合（第2次募集を受検した者も含む）の事前の教育相談と 願書等の提出期間	13
1 1 受検者心得	13
1 2 その他	13

V 高等部専門学科（千葉盲学校及び千葉聾学校）

1 通学区域	14
2 入学定員	14
3 出願	14
(1) 事前の教育相談	
(2) 願書等の提出期間	
(3) 願書等の提出先	
(4) 提出書類等	
4 入学許可候補者の決定	15
(1) 入学者選考日	
(2) 入学者選考会場	
(3) 入学者選考の方法	
5 追選考	15
(1) 受検資格	
(2) 追選考志願者の連絡	
(3) 追選考受検願の提出期間及び受付時間	
(4) 提出書類及び提出先	
(5) 追選考受検承認書等の交付	
(6) 入学者選考日	
(7) 入学者選考会場	
(8) 入学者選考の方法	
6 入学許可候補者の発表及び通知	16
7 入学の確約	16
8 その他	17

VI 高等部専攻科（千葉盲学校及び千葉聾学校）

1	通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2	入学定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3	出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	（1）事前の教育相談	
	（2）願書等の提出期間	
	（3）願書等の提出先	
	（4）提出書類等	
4	入学許可候補者の決定・・・・・・・・・・	19
	（1）入学者選考日	
	（2）入学者選考会場	
	（3）入学者選考の方法	
5	追選考・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	（1）受検資格	
	（2）追選考志願者の連絡	
	（3）追選考受検願の提出期間及び受付時間	
	（4）提出書類及び提出先	
	（5）追選考受検承認書等の交付	
	（6）入学者選考日	
	（7）入学者選考会場	
	（8）入学者選考の方法	
6	入学許可候補者の発表及び通知・・・・・・・・	20
7	入学の確約・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

別表・別記及び必要書類の様式

別表 1	県立特別支援学校高等部普通科（職業コースを除く）設置校・・・・・・・・	22
別表 2	高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象） の定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
別表 3	高等部専門学科と高等部専攻科（千葉盲学校及び千葉聾学校） の定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
別表 4	県立特別支援学校（小学部・中学部）の通学区域・・・・・・・・	25
別表 5	高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象） 教育相談・願書の提出先・入学者選考会場・・・・・・・・	26
別 記	調査書及び学力検査等の結果の情報提供について・・・・・・・・	27
	必要書類の様式（1～21）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28～49

令和 8 年度
千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項

令和 8 年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科の入学者の募集及び選考は、「県立特別支援学校管理規則第 24 条」の規定により、下記のとおり実施する。

I 応募資格

幼稚部・高等部及び高等部専攻科に入学を志願できる者は、県内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者で、以下に該当する者とする。

1 幼稚部

- (1) 千葉盲学校、千葉聾学校、安房特別支援学校（館山聾分校）
令和 2 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 銚子特別支援学校
令和 2 年 4 月 2 日から令和 4 年 4 月 1 日までに生まれた者

2 高等部

- (1) 高等部普通科（千葉盲学校及び千葉聾学校の他、知的障害者（職業コースを除く）、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校） **※別表 1**
次の「ア～ウ」のいずれかに該当する者

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月に修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

なお、令和 8 年 3 月に、学校教育法施行規則第 95 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

- (2) 高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象） **※別表 2**
「（1）ア～ウ」のいずれかに該当し、公共交通機関等を利用して通学できる者

- (3) 高等部専門学科（千葉盲学校及び千葉聾学校） **※別表 3**
「（1）ア～ウ」のいずれかに該当する者

3 高等部専攻科（千葉盲学校及び千葉聾学校） **※別表 3**

- (1) 特別支援学校の高等部若しくは高等学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第 150 条の各号のいずれかに該当する者
なお、令和 8 年 3 月に、学校教育法施行規則第 150 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

Ⅱ 幼稚部

1 通学区域

- (1) 千葉盲学校は、県内全域とする。
- (2) 千葉聾学校、安房特別支援学校（館山聾分校）、銚子特別支援学校は、原則として小学部及び中学部の通学区域（別表4）に準ずる。

2 入学定員

特に定員を設けない。

3 出願

- (1) 事前の教育相談
令和8年1月9日（金）までに、志願する特別支援学校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。
- (2) 願書等の提出期間
令和8年1月29日（木）から2月9日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留〔角形2号の封筒を使用〕）で志願する学校に送付する。配達日はできる限り1月29日（木）を指定する。
- (3) 願書等の提出先
志願する特別支援学校の校長

(4) 提出書類等 ※ア～ウは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式1〕	
イ 身体障害者手帳若しくは療育手帳等の写し 又は障害を有することを証明する診断書〔様式4〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し（選考日に有効期間内であるもの） 〔様式4〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可
ウ 返信用封筒	320円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは改定後の料金の切手）を貼った定形（ 長形3号 ）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
エ 通学区域外からの入学志願書〔様式8〕	通学区域外から志願する者
オ 必要に応じて提出する書類	その他志願する特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。
カ <u>（郵送出願の場合）</u> 返信用封筒	350円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形外（ 角形2号 ）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。

4 入学許可候補者の決定（本選考）

- (1) 入学者選考日
令和8年2月18日（水）
- (2) 入学者選考会場
志願する特別支援学校

(3) 入学者選考の方法

校長は、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学者を選考する。

5 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格及び手続

感染症罹患等による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、志願する特別支援学校の校長が定める所定の手続きにより、承認を受けたものを対象とする。

(2) 入学者選考日

本選考の結果を発表するまでに実施する。(1日)

(3) 入学者選考会場

志願する特別支援学校

(4) 入学者選考の方法

追選考の方法については、当該特別支援学校長が別に定める。

6 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和8年3月3日(火)午前9時に、各特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和8年3月10日(火)までに、入学確約書〔様式19〕を志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

また、指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 その他

(1) 入学許可候補者となった者が入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式21〕を志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。

(2) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

Ⅲ 高等部普通科

(千葉盲学校及び千葉聾学校の他、知的障害者(職業コースを除く)、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校)

令和8年度千葉県県立特別支援学校高等部普通科(千葉盲学校及び千葉聾学校の他、知的障害者(職業コースを除く)、肢体不自由者、病弱者を対象とする特別支援学校)の入学者の募集及び選考を下記のとおり実施する。

1 通学区域

原則として、小学部及び中学部の通学区域(別表4)に準ずる。ただし、千葉聾学校の高等部普通科は県内全域、湖北特別支援学校の高等部普通科は我孫子特別支援学校、東葛の森特別支援学校は柏特別支援学校の通学区域とする。

2 入学定員

特に定員を定めない。

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和8年1月9日(金)までに、志願する特別支援学校の校長が指定した学校で進路に係る教育相談(志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない。)を行うことを要する。

(2) 願書等の提出期間

令和8年1月29日(木)から2月9日(月)までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。郵送の場合は、配達日指定郵便(簡易書留[角形2号の封筒を使用])で志願する学校に送付する。配達日はできる限り1月29日(木)を指定する。

なお、令和8年度入学選考から、インターネットによる出願を可能とする。詳細については、令和7年9月頃に公表予定。

(3) 願書等の提出先

志願する特別支援学校の校長(別表1)

(4) 提出書類等 ※ア～オは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式2〕 ※千葉聾学校及び千葉盲学校は〔様式3〕	
イ 身体障害者手帳若しくは療育手帳等の写し 又は、障害を有することを証明する診断書〔様式4〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し(選考日に有効期間内であるもの) 〔様式4〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。 ただし、知的障害者の場合は発達検査の結果が記載されていること。
ウ 入学選考受検票〔様式6下段〕	
エ 調査書〔様式7〕	卒業見込みの生徒は、令和7年10月末現在で作成する。学習の記録については、34ページの様式に記入する。自立活動を主とした教育課程の生徒は、35ページ「自立活動を主とした教育課程」用の様式に替えて記入してもよい。

オ 返信用封筒	320円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（ <u>長形3号</u> ）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
カ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、志願する特別支援学校の校長に提出すること。
キ 必要に応じて提出する書類	その他志願する特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。
ク <u>（郵送出願の場合）</u> 返信用封筒	350円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形外（ <u>角形2号</u> ）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。

4 入学許可候補者の決定（本選考）

（1）入学者選考日

令和8年2月17日（火）及び2月18日（水）のうち志願する特別支援学校の校長が定める日

（2）入学者選考会場

志願する特別支援学校

（3）入学者選考の方法

学力検査、作業能力検査、運動能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

5 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

（1）受検資格

志願者のうち、次の①～③に示す場合により、別室での受検も困難で、やむを得ず本検査を全部又は一部受検することができなかった者のうち、次の（2）、（3）、（4）及び（5）に定める手続により、志願する特別支援学校の校長に承認を受けた者を対象とする。ただし、追選考の対象となる検査は、全く受検していない検査に限る。

- ① 本人に帰責されない身体・健康上の理由（出席停止となる感染症罹患及び罹患の疑い、月経随伴症状等）がある場合
- ② 受検者が自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- ③ 学校生活において、忌引の扱いとする事由が生じた場合

（2）追選考志願者の連絡

追選考を志願する者は、上記「（1）受検資格」のいずれかに該当する事由が発生した場合、速やかに、原則として在籍する中学校の校長等を通じて、志願した特別支援学校の校長に電話により連絡しなければならない。

なお、過年度卒業者若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場

合は、志願者本人（又は保護者等）が、直接、志願する特別支援学校の校長に連絡する。

（３）追選考受検願の提出期間及び受付時間

令和８年２月２０日（金）及び２月２４日（火）

受付時間は、２月２０日（金）は午前９時から午後４時３０分まで

２月２４日（火）は午前９時から正午までとする。提出は持参のみとする。

（４）提出書類及び提出先

追選考を志願する者（又は保護者等）は、出願時に交付された受検票、「追選考受検願」〔様式１７〕及び本選考を受検できなかった理由を証明する書類として医師の診断書等を提出する。なお、医師の診断書には、加療期間を明記する。医師の診断書を提出できない場合（疾病等以外の理由による場合）には、追選考受検願にその理由を記載する。上記の書類を在籍校の校長の確認を経て、本人（又は保護者等）が志願した特別支援学校の校長に提出する。

（５）追選考受検承認書等の交付

特別支援学校の校長は、追選考受検願等の受理が完了した後、受理証（各特別支援学校の定める様式）とともに、追選考受検承認書〔様式１８〕を交付する。出願時に交付された受検票は、志願者に返却する。

（６）入学者選考日

本選考の結果を発表するまでに実施する。（１日）

（７）入学者選考会場

志願する特別支援学校

（８）入学者選考の方法

追選考の方法については、当該特別支援学校長が別に定める。

６ 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和８年３月３日（火）午前９時に、入学者選考会場となった各特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

７ 入学の確約

- （１）入学許可候補者となった者は、令和８年３月１０日（火）までに、入学確約書〔様式２０〕を志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。受付時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- （２）入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。
- （３）指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

８ 再募集

特別支援学校の受検を希望し、当該学校において教育相談を受けた者を対象として行う。
なお、再募集に係る事項については、当該特別支援学校長が別に定める。

9 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式21〕を在籍校の校長の確認を経て、志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

IV 高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）

1 通学区域

県内全域を通学区域とする。

2 入学定員

別表2に示すとおりとする。

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和7年11月28日（金）までに、志願する特別支援学校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない。）を行うことを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

令和7年11月4日（火）から12月3日（水）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所

- ア 高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）を設置する各特別支援学校
- イ 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課（県庁中庁舎8階）

(4) 願書等の提出期間

令和7年12月1日（月）から12月3日（水）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留〔角形2号の封筒を使用〕）で志願する学校に送付する。配達日はできる限り12月1日（月）を指定する。

なお、令和8年度入学者選考から、インターネットによる出願を可能とする。詳細については、令和7年9月頃に公表予定。

(5) 願書等の提出先

志願する特別支援学校の校長（別表5）

(6) 提出書類等 ※ア～オは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式3〕	
イ 療育手帳等の写し 又は、知的障害を有することを証明する診断書〔様式4〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し（選考日に有効期間内であるもの） 〔様式4〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。 ただし、発達検査の結果が記載されていること。 ※出願時において、療育手帳の申請中、あるいは医師の受診待ち（予約は済んでいる）等の事情により「療育手帳の写し又は診断書」が提出できない場合は「仮出願の申請書」〔様式5〕を提出すること。
ウ 入学者選考受検票(以下、受検票という。) 〔様式6上段〕	
エ 調査書〔様式7〕	卒業見込みの生徒は、令和7年10月末現在で作成する。学習の記録については、34ページの様式に記入する。自立活動を主とし

	た教育課程の生徒は、35ページ「自立活動を主とした教育課程」用の様式に替えて記入してもよい。
オ 返信用封筒	320円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは改定後の料金の切手）を貼った定形（ 長形3号 ）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
カ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受け、志願する特別支援学校の校長に提出すること。
キ 受検に係る特別配慮申請書〔様式10〕及び返信用封筒	障害の状態や病状等により、通常の検査の方法では受検が困難であると認められる場合、必要に応じて提出すること。 特別支援学校の校長が必要と認めた場合に「受検に係る特別配慮通知書」〔様式11〕を送付する。上記オと別に返信用封筒を用意すること。返信用封筒は、320円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
ク 必要に応じて提出する書類	その他志願する特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。
ケ <u>（郵送出願の場合）</u> 返信用封筒	350円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形外 <u>（角形2号）</u> の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。

4 志願の変更及び取消

（1）志願校又は希望学科の変更

入学願書受付締切り後、1回に限り、志願校又は希望学科の変更を行うことができる。

ア 変更の受付期間及び時間

令和7年12月8日（月）から12月10日（水）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

イ 提出書類及び手続き

（ア）志願校の変更

志願変更者は、新たに志願する特別支援学校において、進路に係る事前の教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を令和7年12月10日（水）までに必ず行うこととする。

志願変更者は、「志願変更願」〔様式12〕及び受検票を在籍（出身）校の校長の確認を経て、先に願書を提出した特別支援学校の校長に提出する。

また、「志願変更願」を受理した特別支援学校の校長は、志願変更者に「志願変更承諾書」〔様式13〕を交付する。その際、次の書類を志願変更者に返却する。

- ・療育手帳の写し又は知的障害を有することを証明する診断書
- ・返信用封筒
- ・他に提出書類のカ、キ、クの提出があった場合、その書類

上記の志願変更が認められた者は、選考要項により志願変更の受付期間中に新たに志願する特別支援学校の校長に願書等及び「志願変更承諾書」〔様式13〕を提出しなければならない。

（イ）希望する学科の変更

希望学科を変更する者は、「希望学科変更願」〔様式14〕及び受検票を在籍（出身）校の校長の確認を経て、志願する特別支援学校の校長に提出する。

「希望学科変更願」を受理した特別支援学校の校長は、「希望学科変更許可書」〔様

式15〕及び受検票を交付する。

(2) 志願の取消

志願を取り消そうとする者は、在籍（出身）校の校長の確認を経て、入学許可候補者の発表日の前日、令和8年1月19日（月）の正午までに、願書を提出した特別支援学校の校長に「志願取消届」〔様式16〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

5 入学許可候補者の決定（本選考）

(1) 入学者選考日

令和8年1月8日（木）及び1月9日（金）

(2) 入学者選考会場

別表5に示すとおりとする。

(3) 入学者選考の方法

区分 期日	検査内容	時 間	配 点
第1日（1月8日）	作業能力検査	各学校の計画による。	200点
	学力検査（国語・ 数学・理科・社会）	50分間	100点
	運動能力検査	各学校の計画による。	100点
第2日（1月9日）	面接	各学校の計画による。	

※国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。

※その他、在籍（出身）校からの提出書類により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

(4) 日程等

集合時間、検査時刻、終了時刻等は各学校の計画によるものとし、文書にて別に配付する。

6 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格

志願者のうち、次の①～③に示す場合により、別室での受検も困難で、やむを得ず本検査を全部又は一部受検することができなかった者のうち、次の(2)、(3)、(4)及び(5)に定める手続により、志願する特別支援学校の校長に承認を受けた者を対象とする。ただし、追選考の対象となる検査は、全く受検していない検査に限る。

- ①本人に帰責されない身体・健康上の理由（出席停止となる感染症罹患及び罹患の疑い、月経随伴症状等）がある場合
- ②受検者が自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- ③学校生活において、忌引の扱いとする事由が生じた場合

(2) 追選考志願者の連絡

追選考を志願する者は、上記「(1) 受検資格」のいずれかに該当する事由が発生した場合、速やかに、原則として在籍する中学校の校長等を通じて、志願した特別支援学校の校長に電話により連絡しなければならない。

なお、過年度卒業者若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が、直接、志願する特別支援学校の校長に連絡する。

(3) 追選考受検願の提出期間及び受付時間

令和8年1月13日（火）及び1月14日（水）

受付時間は、1月13日（火）は午前9時から午後4時30分まで

1月14日（水）は午前9時から正午までとする。提出は持参のみとする。

(4) 提出書類及び提出先

追選考を志願する者（又は保護者等）は、出願時に交付された受検票、「追選考受検願」〔様式17〕及び本選考を受検できなかった理由を証明する書類として医師の診断書等を提出する。なお、医師の診断書には、加療期間を明記する。医師の診断書を提出できない場合（疾病等以外の理由による場合）には、追選考受検願にその理由を記載する。上記の書類を在籍校の校長の確認を経て、本人（又は保護者等）が志願した特別支援学校の校長に提出する。

(5) 追選考受検承認書等の交付

特別支援学校の校長は、追選考受検願等の受理が完了した後、受理証（各特別支援学校の定める様式）とともに、追選考受検承認書〔様式18〕を交付する。出願時に交付された受検票は、志願者に返却する。

(6) 入学者選考日

令和8年1月16日（金）

(7) 入学者選考会場

別表5に示すとおりとする。

(8) 入学者選考の方法

追選考は、学力検査（国語・数学・理科・社会）を50分間で実施する。なお、国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。作業能力検査、運動能力検査及び面接の実施については、当該特別支援学校長が別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和8年1月20日（火）午前9時に、入学者選考会場となった各特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

入学許可候補者が定員に満たない場合は、第2次募集の案内も同時に行う。

8 入学の確約

(1) 入学許可候補者となった者は、令和8年1月27日（火）までに、入学確約書〔様式20〕を志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

- (3) 指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

9 第2次募集

入学許可候補者数が発表時に定員に満たない場合、第2次募集を行う。

- (1) 事前の教育相談
令和8年1月26日（月）までに、志願する特別支援学校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。
- (2) 願書等の提出期間
令和8年1月22日（木）から1月26日（月）までとし、受付時間は1月22日（木）及び1月23日（金）は午前9時から午後4時まで、1月26日（月）は正午までとする。提出は持参のみとする。
- (3) 願書等の提出先
志願する特別支援学校の校長（別表5）
- (4) 提出書類等
「3 出願（6）」に定めるところによる。
- (5) 入学者選考日
令和8年1月29日（木）
- (6) 入学者選考会場
別表5に示すとおりとする。
- (7) 入学者選考の方法
面接を実施する。さらに作業能力検査、学力検査、運動能力検査、その他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。
- (8) 入学許可候補者の発表及び通知
校長は、令和8年2月2日（月）午前9時に、入学者選考会場となった各特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。
- (9) 入学の確約
入学許可候補者となった者は、令和8年2月9日（月）までに入学確約書〔様式20〕を志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。
また、指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。
- (10) 志願の取消
第2次募集の志願を取り消そうとする者は、在籍（出身）校の校長の確認を経て、令和8

年1月30日（金）の正午までに、願書を提出した特別支援学校の校長に「志願取消届」〔様式16〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

10 入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合（第2次募集を受検した者も含む）の事前の教育相談と願書等の提出期間

令和8年1月9日（金）までに志願する特別支援学校での事前の教育相談を実施していない者は、令和8年2月9日（月）までに志願する特別支援学校の校長が指定した学校で進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

願書等の提出期間については、令和8年2月9日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

11 受検者心得

- （1）受検票を必ず持参すること。
- （2）当日、志願校が定めた時刻に集合すること。
- （3）検査1日目は、筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・消しゴム）、体操着、弁当、また、両日とも「運動のできる上履き」を持参すること。
- （4）時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- （5）携帯電話は、検査室に持ち込まないこと。
- （6）検査室内では、受検者同士の物の貸借はしないこと。
- （7）携帯品、その他留意事項については、志願校において実施する検査の内容により定めた指示に従うこと。

12 その他

- （1）入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式21〕を在籍校の校長の確認を経て、志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。
- （2）この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

V 高等部専門学科（千葉盲学校及び千葉聾学校）

1 通学区域

県内全域を通学区域とする。

2 入学定員

別表3に示すとおりとする。

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和8年1月9日（金）までに志願する特別支援学校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない。）を行うことを要する。

(2) 願書等の提出期間

ア 千葉盲学校高等部専門学科（保健医療科）

提出期間については、令和8年1月15日（木）及び16日（金）の2日間とし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留〔角形2号の封筒を使用〕）で志願する学校に送付する。配達日はできる限り1月15日（木）を指定する。

イ 千葉盲学校高等部専門学科（総合生活科）及び千葉聾学校高等部専門学科

令和8年1月29日（木）から2月9日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留〔角形2号の封筒を使用〕）で志願する学校に送付する。配達日はできる限り1月29日（木）を指定する。

なお、令和8年度入学者選考から、インターネットによる出願を可能とする。詳細については、令和7年9月頃に公表予定。

(3) 願書等の提出先

志願する特別支援学校の校長

(4) 提出書類等 ※ア～オは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式3〕	
イ 身体障害者手帳の写し、又は、障害を有することを証明する診断書〔様式4〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し（選考日に有効期間内であるもの） 〔様式4〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。
ウ 入学者選考受検票〔様式6下段〕	
エ 調査書〔様式7〕	卒業見込みの生徒は、令和7年12月末現在で作成する。学習の記録については、34ページの様式に記入する。自立活動を主とした教育課程の生徒は、35ページ「自立活動を主とした教育課程」用の様式に替えて記入してもよい。
オ 返信用封筒	320円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
カ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受け、志願する特別支援学校の校長に提出すること。

キ 受検に係る特別配慮申請書〔様式10〕及び返信用封筒	障害の状態や病状等により、通常の検査の方法では受検が困難であると認められる場合、必要に応じて提出すること。 特別支援学校の校長が必要と認めた場合に「受検に係る特別配慮通知書」〔様式11〕を送付する。上記オと別に返信用封筒を用意すること。
ク 必要に応じて提出する書類	その他志願する特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。
ケ <u>(郵送出願の場合)</u> 返信用封筒	350円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形外 <u>(角形2号)</u> の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。

4 入学許可候補者の決定（本選考）

（1）入学者選考日

ア 千葉盲学校高等部専門学科（保健医療科）

令和8年2月3日（火）及び2月4日（水）

イ 千葉盲学校高等部専門学科（総合生活科）及び千葉聾学校高等部専門学科

令和8年2月17日（火）及び2月18日（水）のうち志願する特別支援学校の校長が定める日

（2）入学者選考会場

志願する特別支援学校

（3）入学者選考の方法

学力検査、作業能力検査、運動能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

5 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

（1）受検資格

志願者のうち、次の①～③に示す場合により、別室での受検も困難で、やむを得ず本検査を全部又は一部受検することができなかった者のうち、次の（2）、（3）、（4）及び（5）に定める手続により、志願する特別支援学校の校長に承認を受けた者を対象とする。ただし、追選考の対象となる検査は、全く受検していない検査に限る。

①本人に帰責されない身体・健康上の理由（出席停止となる感染症罹患及び罹患の疑い、月経随伴症状等）がある場合

②受検者が自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合

③学校生活において、忌引の扱いとする事由が生じた場合

（2）追選考志願者の連絡

追選考を志願する者は、上記「（1）受検資格」のいずれかに該当する事由が発生した場合、速やかに、原則として在籍する中学校の校長等を通じて、志願した特別支援学校の校長に電話により連絡しなければならない。

なお、過年度卒業者若しくは学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が、直接、志願する特別支援学校の校長に連絡する。

(3) 追選考受検願の提出期間及び受付時間

ア 千葉盲学校高等部専門学科（保健医療科）

令和8年2月5日（木）及び2月6日（金）

イ 千葉盲学校高等部専門学科（総合生活科）及び千葉聾学校高等部専門学科

令和8年2月19日（木）及び2月20日（金）

受付時間は令和8年2月5日（木）及び2月19日（木）は、午前9時から午後4時30分まで。令和8年2月6日（金）及び2月20日（金）は午前9時から正午までとする。

提出は持参のみとする。

(4) 提出書類及び提出先

追選考を志願する者（又は保護者等）は、出願時に交付された受検票、「追選考受検願」〔様式17〕及び本選考を受検できなかった理由を証明する書類として医師の診断書等を提出する。なお、医師の診断書には、加療期間を明記する。医師の診断書を提出できない場合（疾病等以外の理由による場合）には、追選考受検願にその理由を記載する。上記の書類を在籍校の校長の確認を経て、本人（又は保護者等）が志願した特別支援学校の校長に提出する。

(5) 追選考受検承認書等の交付

特別支援学校の校長は、追選考受検願等の受理が完了した後、受理証（各特別支援学校の定める様式）とともに、追選考受検承認書〔様式18〕を交付する。出願時に交付された受検票は、志願者に返却する。

(6) 入学者選考日

本選考の結果を発表するまでに実施する。（1日）

(7) 入学者選考会場

志願する特別支援学校

(8) 入学者選考の方法

追選考の方法については、当該特別支援学校長が別に定める。

6 入学許可候補者の発表及び通知

ア 令和8年2月13日（金）午前9時

イ 令和8年3月 3日（火）午前9時

校長は、入学者選考会場となった各特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

7 入学の確約

(1) 入学許可候補者となった者は、アについては、令和8年2月20日（金）まで、イについては、令和8年3月10日（火）までに、入学確約書〔様式20〕を志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(2) 入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

- (3) 指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式21〕を志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

VI 高等部専攻科（千葉盲学校及び千葉聾学校）

1 通学区域

県内全域を通学区域とする。

2 入学定員

別表3に示すとおりとする。

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和8年1月9日（金）までに志願する特別支援学校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 願書等の提出期間

ア 千葉盲学校高等部専攻科

提出期間については、令和8年1月15日（木）及び16日（金）の2日間とし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留〔角形2号の封筒を使用〕）で志願する学校に送付する。配達日はできる限り1月15日（木）指定が望ましい。

イ 千葉聾学校高等部専攻科

令和8年1月29日（木）から2月9日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。郵送の場合は、配達日指定郵便（簡易書留〔角形2号の封筒を使用〕）で志願する学校に送付する。配達日はできる限り1月29日（木）指定が望ましい。

なお、令和8年度入学者選考から、インターネットによる出願を可能とする。詳細については、令和7年9月頃に公表予定。

(3) 願書等の提出先

志願する特別支援学校の校長

(4) 提出書類等 ※ア～オは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式3〕	
イ 身体障害者手帳又は障害を有することを証明する診断書等〔様式4〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し（選考日に有効期間内であるもの） 〔様式4〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。
ウ 入学者選考受検票〔様式6下段〕	
エ 調査書〔様式7〕	卒業見込みの生徒は、令和7年12月末現在で作成する。学習の記録については、34ページの様式に記入する。自立活動を主とした教育課程の生徒は、35ページ「自立活動を主とした教育課程」用の様式に替えて記入してもよい。
オ 返信用封筒	320円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
カ 通学区域外からの入学	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長

志願証明書〔様式 9〕	又は出身校長の証明を受け、志願する特別支援学校の校長に提出すること。
キ 受検に係る特別配慮申請書〔様式 10〕及び返信用封筒	障害の状態や病状等により、通常の検査の方法では受検が困難であると認められる場合、必要に応じて提出すること。 特別支援学校の校長が必要と認めた場合に「受検に係る特別配慮通知書」〔様式 11〕を送付する。上記オと別に返信用封筒を用意すること。
ク 必要に応じて提出する書類	その他志願する特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。
ケ <u>(郵送出願の場合)</u> 返信用封筒	350円切手（特定記録加算料金含む、料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形外 <u>(角形 2 号)</u> の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。

4 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

- ア 千葉盲学校高等部専攻科
令和 8 年 2 月 3 日（火）、2 月 4 日（水）
- イ 千葉聾学校高等部専攻科
令和 8 年 2 月 17 日（火）

(2) 入学者選考会場

志願する特別支援学校

(3) 入学者選考の方法

学力検査、生活適応能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

5 追選考

選考日当日に感染症罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格

志願者のうち、次の①～③に示す場合により、別室での受検も困難で、やむを得ず本検査を全部又は一部受検することができなかった者のうち、次の(2)、(3)、(4)及び(5)に定める手続により、志願する特別支援学校の校長に承認を受けた者を対象とする。ただし、追選考の対象となる検査は、全く受検していない検査に限る。

- ①本人に帰責されない身体・健康上の理由（出席停止となる感染症罹患及び罹患の疑い、月経随伴症状等）がある場合
- ②受検者が自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- ③学校生活において、忌引の扱いとする事由が生じた場合

(2) 追選考志願者の連絡

追選考を志願する者は、上記「(1) 受検資格」のいずれかに該当する事由が発生した場合、速やかに、原則として在籍する中学校の校長等を通じて、志願した特別支援学校の校長に電話により連絡しなければならない。

なお、過年度卒業者若しくは学校教育法施行規則第 95 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が、直接、志願する特別支援学校の校長に連絡する。

(3) 追選考受検願の提出期間及び受付時間

ア 千葉盲学校高等部専攻科
令和8年2月5日(木)、2月6日(金)

イ 千葉聾学校高等部専攻科
令和8年2月18日(水)、2月19日(木)

受付時間は令和8年2月5日(木)及び2月18日(水)は、午前9時から午後4時30分まで。令和8年2月6日(金)及び2月19日(木)は午前9時から正午までとする。
提出は持参のみとする。

(4) 提出書類及び提出先

追選考を志願する者(又は保護者等)は、出願時に交付された受検票、「追選考受検願」〔様式17〕及び本選考を受検できなかった理由を証明する書類として医師の診断書等を提出する。なお、医師の診断書には、加療期間を明記する。医師の診断書を提出できない場合(疾病等以外の理由による場合)には、追選考受検願にその理由を記載する。上記の書類を在籍校の校長の確認を経て、本人(又は保護者等)が志願した特別支援学校の校長に提出する。

(5) 追選考受検承認書等の交付

特別支援学校の校長は、追選考受検願等の受理が完了した後、受理証(各特別支援学校の定める様式)とともに、追選考受検承認書〔様式18〕を交付する。出願時に交付された受検票は、志願者に返却する。

(6) 入学者選考日

本選考の結果を発表するまでに実施する。(1日)

(7) 入学者選考会場

志願する特別支援学校

(8) 入学者選考の方法

追選考の方法については、当該特別支援学校長が別に定める。

6 入学許可候補者の発表及び通知

ア 令和8年2月13日(金)午前9時

イ 令和8年3月3日(火)午前9時

校長は、入学者選考会場となった各特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。

7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、アについては、令和8年2月20日(金)まで、イについては、令和8年3月10日(火)までに、入学確約書〔様式20〕を志願した特別支援学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、指定された日時までに入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式21〕を在籍校の校長の確認を経て、志願した特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、県教育長が別に定めるものとする。

(別表 1)

県立特別支援学校高等部普通科(職業コースを除く)設置校

No.	学 校 名	障害種別	〒	学校所在地
1	千葉聾学校	聴覚	266-0011	千葉市緑区鎌取町65-1
2	桜が丘特別支援学校	肢体	264-0017	千葉市若葉区加曽利町1538
3	仁戸名特別支援学校	病弱	260-0801	千葉市中央区仁戸名町673
4	袖ヶ浦特別支援学校	肢体 病弱	266-0005	千葉市緑区誉田町1-45-1
5	千葉特別支援学校	知的	262-0004	千葉市花見川区大日町1410-2
6	八千代特別支援学校	知的	276-0040	八千代市緑が丘西5-24
7	船橋夏見特別支援学校	肢体	273-0866	船橋市夏見台5-6-1
8	市川特別支援学校	知的	272-0004	市川市原木1862
9	松戸特別支援学校	肢体	270-0022	松戸市栗ヶ沢784-17
10	つくし特別支援学校	知的	270-2251	松戸市金ヶ作292-2
11	矢切特別支援学校	知的 肢体	271-0095	松戸市中矢切54
12	東葛の森特別支援学校	知的	270-0145	流山市名都借140-1
13	野田特別支援学校	知的 肢体	278-0003	野田市鶴奉147-1
14	湖北特別支援学校	知的	270-1123	我孫子市日秀70
15	千葉盲学校	視覚	284-0001	四街道市大日468-1
16	四街道特別支援学校	病弱	284-0003	四街道市鹿渡934-45
17	印旛特別支援学校	知的	270-1605	印西市平賀1160-2
18	富里特別支援学校	知的	286-0221	富里市七栄483-2
19	栄特別支援学校	知的 肢体	270-1506	印旛郡栄町龍角寺1112-2
20	香取特別支援学校	知的	289-0203	香取郡神崎町大貫383-13
21	銚子特別支援学校	知的 肢体	288-0815	銚子市三崎町3-94-1
22	八日市場特別支援学校	知的	289-2113	匝瑳市平木930-1
23	飯高特別支援学校	知的	289-2173	匝瑳市飯高1692
24	東金特別支援学校	知的	283-0061	東金市北之幸谷502
25	大網白里特別支援学校	知的 肢体	299-3211	大網白里市細草1385-5
26	長生特別支援学校	知的 肢体	299-4303	長生郡一宮町東浪見6767-7
27	夷隅特別支援学校	知的	298-0122	いすみ市楽町30-1
28	安房特別支援学校	知的 病弱 肢体	294-0231	館山市中里284-1
29	君津特別支援学校	知的 病弱	299-1161	君津市北子安6-14-1
30	槇の実特別支援学校	知的	299-0243	袖ヶ浦市蔵波3108-113
31	市原特別支援学校	知的	290-0011	市原市能満1519-5

(別表2)

高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の定員

(1) 柏特別支援学校 (流山分教室)	高等部	普通科 (職業コース)	8名	
(2) 我孫子特別支援学校 (清新分校)	高等部	普通科 (職業コース)	16名	
(3) 印旛特別支援学校 (さくら分校)	高等部	普通科 (職業コース)	16名	
(4) 大網白里特別支援学校	高等部	普通科 (職業コース)	8名	
(5) 安房特別支援学校 (館山豊分校)	高等部	普通科 (職業コース)	8名	
(6) 特別支援学校 市川大野高等学園	高等部 (専門学科)	園芸技術科	24名	計96名
		工業技術科	24名	
		生活デザイン科	24名	
		流通サービス科	24名	
(7) 特別支援学校 流山高等学園	高等部 (専門学科)	園芸技術科	24名	計96名
		工業技術科	24名	
		生活技術科	16名	
		福祉・流通サービス科	32名	
(8) 湖北特別支援学校	高等部 (専門学科)	流通サービス科	16名	
(9) 市原特別支援学校 (つるまい風の丘分校)	高等部 (専門学科)	園芸技術科	16名	計32名
		流通サービス科	16名	

(別表3)

高等部専門学科と高等部専攻科（千葉盲学校及び千葉聾学校）の定員

(1) 千葉盲学校

高等部（専門学科）	保健理療科	8名
	総合生活科	8名
高等部（専攻科）	理療科	16名
	保健理療科	8名

(2) 千葉聾学校

高等部（専門学科）	産業技術科	8名
	理容科	8名
高等部（専攻科）	理容科	8名

(別表4)

県立特別支援学校(小学部・中学部)の通学区域

No.	学校名	障害種別	住 所	通 学 区 域
1	千 葉 聾	聴覚	千葉市緑区鎌取町65-1	全県(幼, 小, 中は安房特別支援学校学区を除く)
2	桜 が 丘	肢体	千葉市若葉区加曽利町1538	千葉市(緑区を除く), 佐倉市, 四街道市, 八街市, 富里市, 酒々井町, 東金市, 芝山町, 横芝光町(光地域を除く), 山武市
3	仁 戸 名	病弱	千葉市中央区仁戸名町673	全県
4	袖 ケ 浦	肢体 病弱	千葉市緑区誉田町1-45-1	千葉市緑区, 市原市, 木更津市, 君津市, 富津市, 袖ヶ浦市, 東金市, 芝山町, 横芝光町(光地域を除く), 山武市
5	千 葉	知的	千葉市花見川区大日1410-2	千葉市花見川区, 稲毛区, 美浜区
6	八 千 代	知的	八千代市緑が丘西5-24	八千代市, 習志野市(中学部)
7	習 志 野	知的	習志野市袖ヶ浦5-11-1	習志野市(小学部)
8	船 橋	肢体	船橋市上山町3-507	船橋市, 市川市, 八千代市, 習志野市, 浦安市
9	船 橋 夏 見	肢体	船橋市夏見台5-6-1	船橋市, 市川市, 八千代市, 習志野市, 浦安市
10	市 川	知的	市川市原木1862	市川市南部, 浦安市
11	松 戸	肢体	松戸市栗ヶ沢784-17	松戸市(J R武蔵野線以東), 鎌ヶ谷市, 柏市(つくばエクスプレス以南), 流山市(つくばエクスプレス以南, J R武蔵野線以東), 我孫子市, 印西市(印旛本埜地区を除く), 白井市
12	つ く し	知的	松戸市金ヶ作292-2	松戸市東部, 柏市南部, 鎌ヶ谷市
13	矢 切	知的 肢体	松戸市中矢切54	知的障害 : 松戸市西部 肢体不自由 : 松戸市(J R武蔵野線以西), 流山市(J R武蔵野線以西)
14	柏	知的 病弱	柏市十余二418-5	柏市北部, 流山市
15	野 田	知的 肢体	野田市鶴奉147-1	知的障害 : 野田市 肢体不自由 : 野田市, 柏市(つくばエクスプレス以北), 流山市(つくばエクスプレス以北)
16	我 孫 子	知的	我孫子市新木字大山下1685	我孫子市, 印西市(印旛本埜地区を除く), 白井市, 柏市(東部地区) ◎湖北特別支援学校高等部普通科通学区域
17	千 葉 盲	視覚	四街道市大日468-1	全県
18	四 街 道	病弱	四街道市鹿渡934-45	全県
19	印 旛	知的	印西市平賀1160-2	佐倉市, 四街道市, 酒々井町, 印西市(印旛本埜地区)
20	富 里	知的	富里市七栄483-2	富里市, 八街市
21	栄	知的 肢体	印旛郡栄町龍角寺1112-2	知的障害 : 栄町, 成田市(下総地区・大栄地区を除く) 肢体不自由 : 栄町, 印西市(印旛本埜地区), 成田市, 神崎町
22	香 取	知的	香取郡神崎町大貫383-13	神崎町, 東庄町, 香取市(栗源地区・山田地区を除く), 成田市(下総地区・大栄地区)
23	銚 子	知的 肢体	銚子市三崎町3-94-1	肢体不自由 : 多古町, 東庄町, 香取市, 銚子市, 旭市, 匝瑳市, 横芝光町(横芝地域を除く) 知的障害 : 銚子市
24	八 日 市 場	知的	匝瑳市平木930-1	旭市(干潟地区を除く), 匝瑳市(北部を除く), 横芝光町(光地域)
25	飯 高	知的	匝瑳市飯高1692	旭市(干潟地区), 匝瑳市北部, 香取市(栗源地区・山田地区), 多古町
26	東 金	知的	東金市北之幸谷502	東金市, 芝山町, 山武市, 横芝光町(光地域を除く)
27	大 網 白 里	知的 肢体	大網白里市細草1385-5	大網白里市, 茂原市, 九十九里町, 白子町
28	長 生	知的 肢体	長生郡一宮町東浪見6767-7	肢体不自由 : 一宮町, 長柄町, 長南町, 睦沢町, 長生村, 勝浦市, 大多喜町, 御宿町, いすみ市 知的障害 : 一宮町, 長柄町, 長南町, 睦沢町, 長生村
29	夷 隅	知的	いすみ市楽町30-1	勝浦市, 大多喜町, 御宿町, いすみ市
30	安 房 館 山 聾 分 校 鴨 川 分 教 室	知的 肢体 病弱 聴覚	館山市中里284-1 館山市那古1672-7 鴨川市横渚500鴨川小学校内	知的障害・病弱・肢体不自由 : 館山市, 鋸南町, 鴨川市, 南房総市 聴覚(館山聾分校) : 県南地域 木更津市, 君津市, 富津市, 館山市, 南房総市, 鴨川市, 鋸南町, 勝浦市, 大多喜町, 御宿町, いすみ市
31	君 津	知的 病弱	君津市北子安6-14-1	君津市, 木更津市, 富津市
32	楨 の 実	知的	袖ヶ浦市蔵波3108-113	袖ヶ浦市, 市原市(姉崎地区)
33	市 原	知的	市原市能満1519-5	市原市(姉崎地区を除く)

(別表5)

高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）

教育相談・願書の提出先・入学者選考会場

(1) 柏特別支援学校 流山分教室

住 所	〒270-0114 流山市東初石2-98 流山高等学校内
電 話	04-7152-1671

※願書の提出先は柏特別支援学校本校

(〒277-0872 柏市十余二418-5 電話04-7133-5631)

(2) 我孫子特別支援学校 清新分校

住 所	〒277-0941 柏市高柳995 沼南高柳高等学校内
電 話	04-7193-6020

(3) 印旛特別支援学校 さくら分校

住 所	〒285-0808 佐倉市太田1956 佐倉南高等学校内
電 話	043-486-3781

(4) 大網白里特別支援学校

住 所	〒299-3211 大網白里市細草1385-5
電 話	0475-70-5000

(5) 安房特別支援学校 館山豊分校

住 所	〒294-0055 館山市那古1672-7
電 話	0470-27-2490

(6) 特別支援学校市川大野高等学園

住 所	〒272-0805 市川市大野町4-2274
電 話	047-303-8011

(7) 特別支援学校流山高等学園 第二キャンパス

住 所	〒270-0145 流山市名都借140
電 話	04-7141-9900

(8) 湖北特別支援学校

住 所	〒270-1123 我孫子市日秀70
電 話	04-7188-0596

(9) 市原特別支援学校 つるまい風の丘分校

住 所	〒290-0512 市原市鶴舞1159-1 市原高等学校鶴舞グリーンキャンパス内
電 話	0436-92-5281

(別記)

調査書及び学力検査等の結果の情報提供について

「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の9に基づき、令和8年度千葉県県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考で特別支援学校の校長に提出された調査書並びに令和8年度千葉県県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考の作業能力検査、運動能力検査、学力検査それぞれの総合得点及び教科別得点の情報提供を次のとおり実施する。

1 提供方法

- (1) 調査書の閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）
- (2) 作業能力検査、運動能力検査、学力検査それぞれの総合得点及び教科別得点の閲覧

2 提供期間

入学者選考の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

3 提供場所及び提供時間

受検した特別支援学校 午前9時から午後4時まで

4 提供の申し出の方法及び実施

- (1) 口頭により提供を申し出る。また、調査書の写しの提供を申し出る場合は、「**写し等の交付申請書**」（様式1）に必要事項を記入し、提出する。
- (2) 申し出た者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 申し出た者が受検した本人である場合には、特別支援学校の校長は、受検票等により、申し出た者が受検した本人であることを確認した後、提供を行う。

なお、受検票がない場合には、個人番号カード（表面）、運転免許証又は旅券等、官公庁（特殊法人を含む。）が発行する写真のはり付けられた書類等の提示を求めるものとする。

また、健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の写真のはり付けられていない書類等の場合には、複数の書類等の提示を求めるものとする。

イ 申し出た者が法定代理人である場合には、特別支援学校の校長は、受検票等の確認後、受検した本人であることを確認する場合と同様の書類等によって申し出た者が法定代理人本人であることを確認するほか、受検した本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申し出た者が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類（開示請求をする30日以内に作成された戸籍謄本や後見登録事項証明書等）の提示を求めるものとする。

※詳細については「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の3の（2）のア及びイを参照すること。